

法人会

消費税期限内納付

推進運動

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 森和夫
(編集者) 広報委員会
(編集責任者) 広報委員太田次
(印刷所) 広報委員会
(原稿) 秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏税務署人事異動報告



社屋跡



志賀赤坂邸跡（書道）

平成28年度 会員増強運動始まる

会員数／千葉県37,360社

柏法人会 4,172社（平成28年9月末日）

志賀赤坂邸跡（我孫子市）
支賀赤坂邸跡（我孫子市）

志賀赤坂は武者小路実業とならんで白樺派の代表的作家として知られています。我孫子には友人の柳宗悦に説かれて大正四年（二九一五）年に志賀の住まいは現在残る書道とともに隠岐島に移りました。また同年「風の神」があつたもので、宮大工佐藤義蔵の作です。良年不和であった父親との和解を題材にした小説「和解」は大正六年に『二十世紀』に掲載されました。また同年「風の神」にて「九年に『小僧』の如きにて『九年に『小僧』の如き』と云ふが、これは「十一年一二年には帰夜行路」を次々に發表し、兎も角も実した作家生活を送りました。我孫子を題材とした小説「我孫子の朝」は、多くの「書の日」（施行記念）など当時の雑誌をしのぶ資料にもなっています。

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に（一社）柏法人会と入力して下さい。

資料提供 我孫子市教育委員会文化・スポーツ課
平成23年我孫子市指定文化財 所在地 我孫子市肆二丁目七番
審査終了日 年末年始を除く土曜・日曜年の前10時まで（毎年中止）

△ 柏法人会会員

よつば総合法律事務所の法律広場



Q ◎知人から聞いたのですが、会社を辞めた人が、元の会社の近くで同じ事業をはじめ、その人に取引先をとられてしまい困っている会社があると言っていました。その人は、元の会社の悪口等も言っているそうで、従業員まで引き抜いていったそうです。このようなことが許されるのでしょうか？

A ◎そのような行為は、違法となる場合があります。ただ、仮に違法とされたとしても、事後的に対応する場合には時間やコスト等、困難が伴います。そのため、このような事態になることをできるだけ避けるために、事前に対策をたてておくことが有用です。

① 競業禁止義務とは

取締役や従業員は、会社と委任契約、雇用契約を結ぶため、在職中に会社と競業する事業を営むなどして会社の利益を著しく害するようなことをしてはならないという法的義務を負っていると考えられます。

そして、この義務の範囲は、現時点で行っていない事業内容・地域であっても、将来行う計画があり市場で取引が競合する可能性があるような場合は、競業禁止義務違反となることもあります。

しかし、退職した後は、契約関係がないため、原則としてこのような義務は負いません。

そのため、例えば、辞めた人が元の会社のすぐ近くに同事業を行う会社を作り、顧客がその会社に移ってしまうことも、原則として許されるということになります。

② 従業員の引き抜き、顧客奪取行為

在職中に顧客や他の従業員等を勧誘する行為は、取締役の忠実義務違反、雇用契約上の誠実義務違反などになる可能性があります。

一方、退職後は、原則としてそのような行為も許されることとなります。

ただし、社会的相当性を逸脱したような引き抜き行為の場合は、違法となることもあります。そして、違法かどうかの判断は、退職からどれくらい期間が立っているか、在職時点での計画性、元の会社に対する中傷や信用棄損行為の有無、元の会社が受けける損害の程度等を総合考慮して判断されます。

③ 対策・対処法

(1) 防止策

このような事態を避けるためには、例えば、採用するときなど事前に従業員や取締役から、退職後に競業行為や引き抜き行為をしないことを内容とする誓約書を取り付けておく等、個別に合意をしておくことが有用です。なお、就業規則に書いておく方法もありますが、個別に合意を取り付けておく方が、有効・無効が争われたときに有利になる可能性があります。

ただし、この合意も、憲法上職業選択の自由が認められていることから無制限には認められるわけではなく、

内容によっては公序良俗違反として無効とされる場合もある点に注意が必要です。

このような合意の有効・無効が争われた場合、裁判例では、その制限の期間や場所的範囲、制限の対象となる職種の範囲、代替性等を総合考慮して、合理的範囲内の制約かどうかという点から判断するとしています。

例えば、2年よりも長い期間にもわたり、かつ広範囲にわたって競業禁止義務を課す場合や、労働者が長年にわたりその業界で働いてきたためその業種以外に転職が難しく職業選択の自由が大きく阻害されるような場合は、無効とされる場合もあるかと思います。

一方、高額な賃金、退職金等が支給されている等代償が十分なされているような場合は労働者の不利益は小さくなり有効とされる可能性が高まります。

このように、内容をよく精査しながらあらかじめ合意を取り付けておくのが有用です。

また、退職した人材が、技術情報や営業秘密等をライバル会社に開示することがないように秘密保持契約を締結することも検討すべきです。

(2) 実際問題が生じた際の対処法

実際に問題が生じた場合には、その行為の差し止め請求、

損害賠償請求、規定があれば退職慰労金不支給や返還等といった対応が考えられます。

また、損害賠償請求については、例えば、取締役が競業避止義務の行為を行った場合、競業を得た利益の額を、元の会社に与えた損失と推定するという規定があります(会社法423条2項)。仮に違反した元取締役の会社が赤字であっても、元取締役がその会社から役員報酬をもらっていた場合、その役員報酬の5割を損害として認めた裁判例もあります。

④まとめ

会社においては複数の方が取締役となっていたり、重要な役割を果たしていることが多いと思います。いったん内部で争いが生じると、その結果、誰かがやめて、従業員や取引先を奪おうとすることもあります。

企業としても、分裂するのではなく、協力あって成長することが望ましいと思います。そのために、上記対策方法だけでなく、日頃から互いに尊重し合い、協力し合うような関係を維持していくことが大事だと思います。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名、スタッフ9名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋番館ビル4階

TEL 04-7168-2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎



弁護士法人よつば総合法律事務所

弁護士 小林義和